

北海道告示第10501号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年4月4日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その3)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 北海道多面的機能支払事業 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、予算の範囲内で補助する。								
(1) 農地維持支払事業	市町村	市町村が農地維持支払交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	4分の3以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第175号様式 別に指示する様式	農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第175号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(2) 資源向上支払事業	市町村	市町村が資源向上支払交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	4分の3以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第175号様式 別に指示する様式	農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第175号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(3) 推進活動支援事業	市町村又は北海道日本型直接支払推進協議会（地方公共団体、農業関係団体等で構成される組織で知事が適当と認める団体）	市町村又は北海道日本型直接支払推進協議会が推進活動支援事業を行う場合における当該事務に要する経費	定額	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が北海道日本型直接支払推進協議会である場合に限る。） 農政第175号様式 （申請者が市町村である場合に限る。） 農政第176号様式 （申請者が北海道日本型直接支払推進協議会である場合に限る。） 別に指示する様式	農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第175号様式 （申請者が市町村である場合に限る。） 農政第176号様式 （申請者が北海道日本型直接支払推進協議会である場合に限る。） 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（申請者が北海道日本型直接支払推進協議会である場合は農政部農村振興局農村設計課）	総合振興局長 又は振興局長 （申請者が市町村である場合に 限る。）	